

製品開発支援事業

『札幌ものづくり×デザイナープロジェクト』支援対象者公募要領

令和元年 5 月

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

販路拡大支援部

1. 事業の目的

本事業では、売れる製品を生み出すために新製品開発や既存品のリニューアルを目指す意欲ある中小企業に対して、必要な専門家（デザイン、マーケティング、セールス、経営戦略等の専門家）、またそれらを統括するプロデューサー（工業デザイナー）を派遣し、マーケティング、製品企画、製品デザイン、デザインコンセプト、設計、試作まで幅広く支援を行うことで、さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村（※）の区域（以下、「圏域」という。）内の製造業の競争力及び成長性を高め、圏域経済の活性化に寄与することを目的としています。

※さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは

札幌市・小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町の 12 市町村

2. 事業内容

①支援内容について

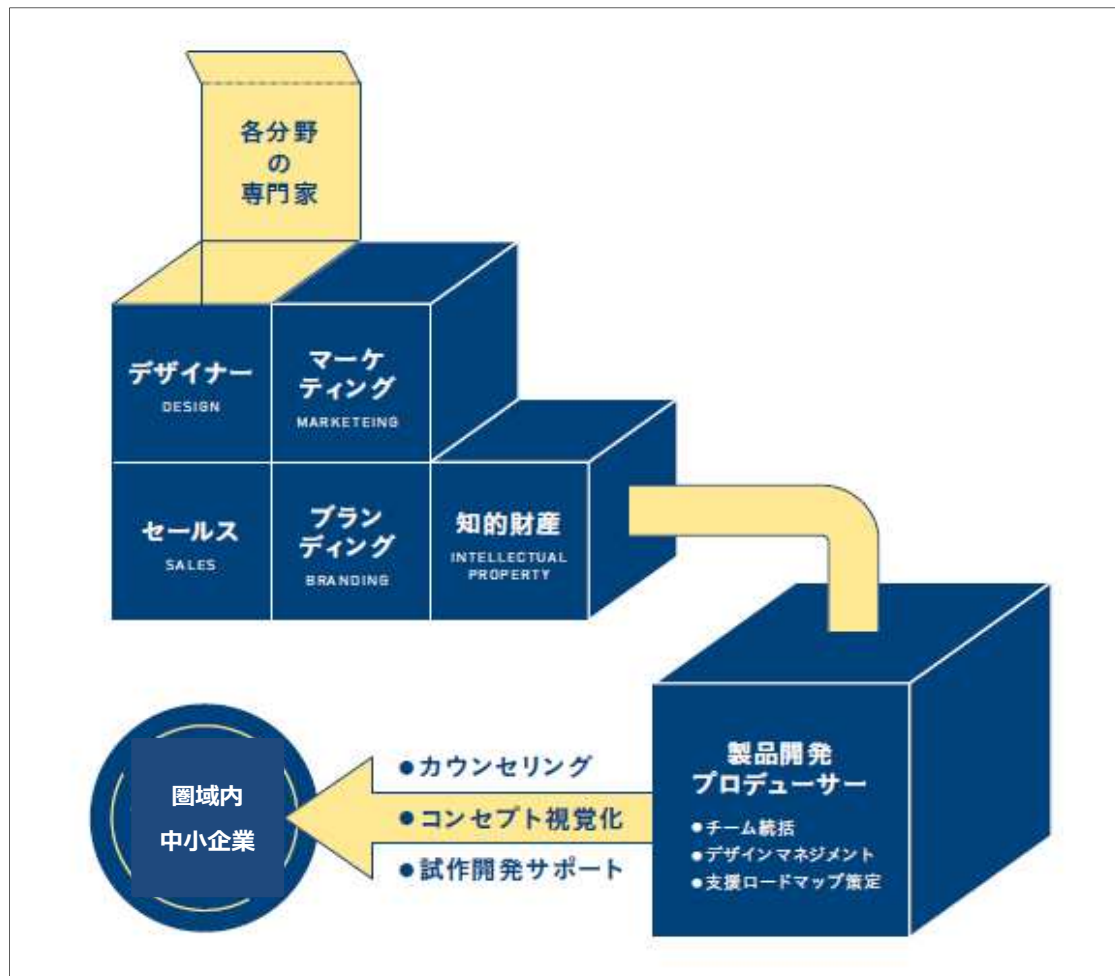
圏域内の意欲のある中小企業に対して、製品開発プロデューサーが具体的な支援計画を策定するとともに、マーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産等の各分野の専門家を企業の相談内容に応じて選定し、支援チームを結成して企業の新製品開発、新事業展開の取組を支援します。（費用負担：無料）

※製品開発中にかかる、デザイン・試作・営業・販売促進費用等の経費は企業負担となります。

～こんな相談をお待ちしています！～

- 既存製品をリニューアルしたい！
- B to C ビジネスへの拡大を図りたい！
- 自社の技術力を活かした新製品を作りたい！
- デザインをものづくりに取り入れてみたい！ 等

【支援スキーム】



②製品開発プロデューサーのご紹介



高橋尚基デザイン事務所

代表 高橋 尚基（たかはし なおき）氏

工業デザイナー/商品開発コンサルタント

1973 年滝川市生まれ。九州芸術工科大学（現九州大学芸術工学部）卒業後、東京でのメーカー勤務を経て2001年北海道へUターン。高橋尚基デザイン事務所を設立。道内中小企業の新商品開発から広報活動の支援、地域特産品のブランディング開発などに取り組む。近年は「創造する喜びを分かち合う」を理念に中小企業の創造力育成にも力を入れている。平成26年より本支援事業の製品開発アドバイザー、平成29年より製品開発プロデューサーを務める。

【公職】一般社団法人北海道機械工業会企業間連携支援アドバイザー
北海道デザインマネジメントフォーラム（HDMF）副会長

③申込から支援実施に係るフローチャート

1. 支援申込書の提出（令和元年7月31日 水曜日必着）

4 ページの、「4.申請手続き」に記載の申込書等をご提出ください。

2. 審査・支援企業決定（令和元年8月中旬頃）

ご提出いただいた申請書をもとに審査（必要に応じてヒアリング）を行い、結果を通知します。支援企業の件数は3件程度を予定しております。

＜審査基準＞ 事業の明確性、新規性、独自性、実現可能性等を勘案し、総合的に審査します。

3. 専門家チームによる支援（令和元年8月下旬頃～令和2年3月まで）

製品開発プロデューサー及び専門家のアドバイス・支援のもと、製品開発に取り組んでいただきます。

※ 製品開発プロデューサー及び専門家メンバーの派遣回数は8回程度を予定しています。

3. 支援の対象者

- 具体的な商品アイデア又は試作品を有すること
- 事業を推進するにあたり、デザイン・試作・営業・販売促進費用等の実費負担が可能であること
- 完成した製品の新たな市場参入等の成長意欲を有すること

上記のほか、下記の要件をすべて満たす方が対象となります。

(1) 製造業等を営む中小企業者で、下記の分野における製品開発に取り組むもの

- ①食関連分野 ②環境関連分野 ③健康・福祉関連分野 ④製造関連分野
⑤バイオ関連分野 ⑥IT 関連分野

(2) 圏域内に本社を有していること

(3) 圏域内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること

- (4) 市町村税を滞納していないこと
- (5) 暴力団関係者が関わっていないこと
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと
- (7) ・発行済株式総数又は出資金額の過半数を、同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有、又は出資していないこと
 ・発行済株式総数又は出資金額の 2/3 以上を、（複数の）大企業が所有、又は出資していないこと
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の過半数を占めていないこと

4. 申請手続き

申請書等の様式（別紙 1～3）は、（一財）さっぽろ産業振興財団のホームページ（<http://www.sec.or.jp/other/782.html>）からダウンロードできます。

- ア. 札幌ものづくり×デザイナープロジェクト申込書（様式 1～3）
- イ. 企業・団体の登記簿謄本（現在事項証明）、定款、パンフレットなど
- ウ. 最近 3 期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売管理費内訳、原価報告書及び利益処分案）の写し
- エ. 納税状況申出書（支援決定後、市町村税の納税証明書を提出していただきます）

5. その他

- (1) 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業では、申請書類の取り扱いは厳重に行います。
- (3) 提出された申請書類や事業報告書等は札幌市情報公開条例に基づく「公文書」となり、原則として情報公開請求の対象となります。
- (4) 採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、支援対象事業者に対しては、今後、本事業の成果による売上を報告していただく（事業終了後 5 年間）ほか、（一財）さっぽろ産業振興財団及び札幌市が行う成果普及等の事業に対して協力していただく場合があります。

6. お申し込み・お問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 担当：松下、坪田
 〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター
 TEL：011-820-2062 FAX：011-815-9321
 Eメール ibcenter@sec.or.jp
<http://www.sec.or.jp/other/782.html>